

## 規制緩和推進 3 か年計画（再改定）で「金融審議会において検討」とされている事項

銀行への信託業務の全面的解禁	普通銀行及び長期信用銀行本体での信託業務の全面的兼営について金融審議会等において検討を行い、結論を得る。 【12年度(結論)】
銀行の店舗に係る認可制度	銀行法第 8 条における営業所に関わる認可について、審査基準の簡素化を図るとともに、実態を踏まえ届出制への移行について、金融審議会等において検討を行う。 【12年度(検討)】
	代理店主の交代に伴う代理店の設置と廃止に関し、届出事項とすることについて、代理店の認可制度等の趣旨を踏まえつつ、金融審議会等において検討を行う。 【12年度(検討)】
銀行の法人代理店に係る店舗規制	銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制の在り方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で、金融審議会等において検討を行う。 【12年度(検討)】
信用金庫の従たる事務所の定款への記載	銀行法第 8 条に係る認可制度の廃止の検討に併せ、信用金庫の定款記載事項について、金融審議会等において引き続き検討を行う。 【12年度(検討)】
生命保険の構成員契約規制	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方についての検討を行う。 【12年度(検討)】

銀行等による保険商品の販売とその範囲拡大

住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険以外の保険商品についても銀行等による販売対象とすること及び銀行等の販売する保険商品はその銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成12年度中に結論を得る。

【12年度(結論)】